

## 医療費（一部負担金）が21,000円以上になったら

ひと月に、一つの医療機関での医療費が21,000円以上となった場合、医療機関の窓口で医療費を支払い後、支払の翌月以降に必要な書類をそろえて、子育て支援課で医療費の請求手続きをしてください。

21,000円以上の医療費（一部負担金）の場合、ご加入の健康保険組合の高額療養費・附加給付の対象となる場合があります。

☆下記の健康保険組合等にご加入の方は、必要なお手続きがあります。

ご加入の健康保険組合	必要な手続きと書類
全国健康保険協会	① ご加入の健康保険の支部に高額療養費の支給申請をしてください。 申請に必要な書類は健康保険組合のホームページや電話等でお問合せください。 ② 各支部から通知された「 <b>支給（不支給）決定通知書</b> 」が必要です。 支給がない場合も、「不支給決定通知書」が必要です。
ソニー健康保険組合	③ <u>医療費の申請書・領収書・支給（不支給）決定通知書がそろってから、子育て支援課で医療費の申請をしてください。</u> ※加入者が手続きしないと、通知は届かないため必ず手続きをしてください。
関東ITソフトウェア健康保険組合	健康保険組合から送付される「 <u>支給決定通知書</u> 」等、健康保険組合から高額療養費等の給付の有無と金額がわかる通知書が必要です。
セキスイ健康保険組合	※ <u>医療費の申請書・領収書・健康保険組合からの通知がそろってから、子育て支援課で医療費の申請をしてください。</u>
日本私立学校共済事業団	
東光高岳健康保険組合	

※子育て支援課に上記の書類をそろえて提出していただいた翌月25日頃、医療費が振り込まれます。

☆上記以外の健康保険にご加入の方

健康保険にご加入している方の**同意書**の記入が必要となります。

同意書に記入・押印のうえ、医療費の申請書・領収書と一緒に提出ください。

※子育て支援課から健康保険組合へ高額療養費の有無を確認するため、申請後、医療費をお支払いするまでに約3カ月から半年程度かかる場合があります。

## 医療費が高額になりそうなときは、限度額適用認定証をご利用ください

「限度額適用認定証」を保険証とあわせて医療機関の窓口で提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口での医療費のお支払いが、所得に応じた限度額までとなります。

「限度額適用認定証」は、ご加入の健康保険で申請してください。

※同じ月に複数の入院や外来の受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

※限度額適用認定証は、保険医療機関（入院・通院別）、保険薬局それぞれでの取扱いとなります。